| 受付印 | |
|---|---|
| 収入印紙　　８００円 | |
| 予納郵便切手　　円 | |

# 特別代理人選任申立書

（この欄に収入印紙８００円を貼り付けてください。）

（貼った印紙に押印しないでください。）

| 準口頭 | | 基本事件番号　平成・令和　　年（家　　）第　　号 | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島家庭裁判所　御中<br>□阿南支部　□美馬支部<br>□池田出張所　□牟岐出張所<br>令和　年　月　日 | | | 申立人の記名押印 | 印 |

| 添付書類 | □特別代理人候補者の住民票写し　□相続人の範囲が分かる戸籍（除籍または改製原）謄本<br>□遺産分割協議書（案）　□遺産の内容を証明する資料（通帳写し等）　□不動産の全部事項証明書<br>□不動産の固定資産評価証明書　□金銭消費貸借契約書（案）（□保証委託契約書案）<br>□（根）抵当権設定契約書（案）<br>□<br>【変更がある場合】□申立人及び成年被後見人（又は未成年者）の戸籍謄本，住民票写し |
|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申立人 | 住　所 | 〒　－<br>電話　（　）<br>携帯　（　） | |
| | フリガナ<br>氏　名 | | |
| ※<br>□成年被後見人<br>□未成年者 | 本　籍 | | |
| | 住　所 | 〒　－ | |
| | フリガナ<br>氏　名 | | 大正<br>昭和　年　月　日生<br>平成 |

（注）太枠の中だけ記入してください。

| 申立ての趣旨 |
| --- |
| 特別代理人の選任を求める。 |

| 申立ての理由 | |
| --- | --- |
| 利益相反する者 | 利益相反行為の内容 |
| ※<br>1　成年後見人と成年被後見人との間で利益相反する。<br>2　未成年後見人と未成年者との間で利益相反する。<br>3　その他<br>（　　） | ※<br>1　被相続人亡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の遺産を分割するため<br>2　被相続人亡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の相続を放棄するため<br>3　被後見人の所有する物件に（根）抵当権を設定するため<br>4　その他（　　）<br>（具体的事情） |

| 特別代理人候補者 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | 住所 | 〒　　－<br>電話　　（　　） | | |
| | フリガナ<br>氏名 | | 昭和<br>平成　　年　　月　　日生<br>（　　歳） | |
| | 職業 | | 成年被後見人（または未成年者）との関係 | |

（注）太枠の中だけ記入してください。

※の部分については，当てはまる□にレ印または番号を○で囲み，「利益相反する者」欄の３及び「利益相反行為の内容」欄の４を選んだ場合は，（　　）内に具体的に記入してください。

# 特別代理人の選任の申立てについて

徳島家庭裁判所
徳島家庭裁判所阿南支部
徳島家庭裁判所美馬支部
徳島家庭裁判所池田出張所
徳島家庭裁判所牟岐出張所

## １　はじめに

成年後見人（又は未成年後見人）が，成年被後見人（又は未成年者）との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには，事前に，家庭裁判所に特別代理人選任の申立てをし，成年被後見人（又は未成年者）のために特別代理人を選任する必要があります（ただし，後見監督人が選任されている場合は不要です。）。

（利益相反行為の一例）

①成年後見人（又は未成年後見人）と成年被後見人（又は未成年者）がいずれも相続人である場合に遺産分割の協議をするとき。

②成年後見人（又は未成年後見人）と成年被後見人（又は未成年者）がいずれも相続人である場合に，成年被後見人（又は未成年者）のみが家庭裁判所で相続放棄をするとき。

③成年後見人（又は未成年後見人）が自己の債務の担保として成年被後見人（又は未成年者）所有不動産に（根）抵当権を設定するとき。

## ２　申立てに当たって必要なもの

□申立書
□収入印紙８００円分
□郵便切手８４円５枚，１０円５枚

（添付書類）

共通して必要となる書類

□特別代理人候補者の住民票写し
□申立人及び成年被後見人（又は未成年者）の戸籍謄本，住民票の写し
（※記載内容に変更がない場合は不要）

①　遺産分割協議の場合

□相続人の範囲が分かる戸籍（除籍または改製原）謄本（※既に提出している場合は不要）
（被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍または改製原）謄本，相続人の戸籍謄本等。ご不明な場合は家庭裁判所にお問い合わせください。）
□遺産分割協議書（案）

□遺産の内容を証明する資料
（遺産の不動産全部事項証明書及び固定資産評価証明書，通帳写し，残高証明書等。ご不明な場合は家庭裁判所にお問い合わせください。）

②　（根）抵当権設定の場合

□（根）抵当権設定の契約書等（案）
□金銭消費貸借契約書（案）（□保証委託契約書（案））
□対象となる不動産の全部事項証明書（※既に提出してあり，記載内容に変更がない場合は不要）

**※上記書類以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。**